

◎港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営

に関する法律の一部を改正する法律

(平成二十三年三月三一日法律第九号)

一、提案理由(平成二十三年三月二二三日・衆議院国土交通委員会)

○大畠国務大臣 ただいま議題となりました港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

こうした状況を踏まえ、長距離の国際海上コンテナ運送に係る国際海上貨物輸送網の拠点となり、かつ、当該国際海上貨物輸送網と国内海上貨物輸送網とを結節する機能が高い港湾であつて、その国際競争力の強化を重点的に図ることが必要な港湾を初めとする我が国の港湾について、その運営コストのさらなる低減等を図り、フィーダー輸送網の強化による国内外の貨物の集荷、国際海上コンテナ運送の基幹航路寄港回数の増加を図ることで、これら港湾を利用する背後の産業が今後も国際競争力を維持することができるようにするため、このたびこの法律案を提案することとした次第であります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、港湾の種類について、特定重要港湾を廃止し、長距離の国際海上コンテナ運送に係る国際海上貨物輸送網の拠点となり、かつ、当該国際海上貨物輸送網と国内海上貨物輸送網とを結節する機能が高い港湾であつて、その国際競争力の強化を重点的に図ることが必要な港湾として国際戦略港湾及び国際海上貨物輸送網の拠点となる港湾として国際拠点港湾を追加します。

第二に、国が行う港湾工事の対象に、国際戦略港湾における一定の国際海上コンテナ埠頭の荷さばき地に係る港湾工事を追加するとともに、国際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾

を生じています。
た場合、欧米基幹航路に就航するコンテナ船の我が国港湾への寄港が減少することも想定され、これが我が国の経済に影響を与えるおそれがあります。

工事の費用に係る国の負担割合を定めます。

第三に、国際戦略港湾及び国際拠点港湾において、コンテナ埠頭等を一体的に運営する株式会社を港湾運営会社として指定し、運営計画の変更認可その他所要の監督規制を設けることとします。

第四に、国及び港湾管理者は、港湾運営会社に対して、行政

財産である港湾施設を貸し付けることができることとします。

第五に、地方公共団体等以外の者は、港湾運営会社の株式について、保有基準割合以上の数の議決権を取得し、または保有してはならないこととします。

その他、これらに関連いたしまして、所要の規定の整備を行なうこととしております。

以上が、この法律案を提案する理由です。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

二、衆議院国土交通委員長報告(平成二三年三月二九日)

○古賀一成君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、我が国の港湾の国際競争力の強化等を図るため、所

港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律

要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、港湾の種類について、特定重要港湾を廃止し、国際戦略港湾及び国際拠点港湾を追加すること、

第二に、国が行う港湾工事の対象に、国際戦略港湾における一定の国際海上コンテナ埠頭の荷さばき地に係る港湾工事を追加すること、

第三に、国際戦略港湾及び国際拠点港湾において、コンテナ埠頭等を一体的に運営する株式会社を港湾運営会社として指定を行い、討論の後、採決の結果、賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二三年三月二五日)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 東北地方太平洋沖地震の被害が港湾において甚大であるこ

港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律

二二六

とに鑑み、被災した港湾施設の早期復旧を図るとともに、緊

急支援物資及び復旧復興資機材等の輸送体制を早期に確保し

被災者への支援に万全を期すこと。

二 東北地方太平洋沖地震による被害に關し、特に津波による
被害の発生実態を調査・分析し、今後の防災のための措置に
万全を期すこと。

三 今回の大震災に鑑み、災害時における港湾運営会社に対する
國の指導を徹底するとともに、港湾運営会社は重要な社会
基盤である港湾の運営主体であることを十分自覚し、国家に
貢献するという觀点でその対応に万全を期すこと。

四 港湾の国際競争力の強化が我が國の産業活動及び国民生活
を支える重要な課題であることに鑑み、国際戦略港湾に関する
施策については、これを国家戦略として効率的かつ集中的
に実施すること。

五 港湾が地域経済の活性化や産業再生などの重要な役割を
担っていることに鑑み、国際戦略港湾以外の港湾について
も、引き続きその機能強化に努めること。

六 港湾の効率的な運営を確立するため、港湾運営会社の設立
に当たっては民の視点が十分確保されるよう、適切な指導を行
うこと。また、港湾運営会社が埠頭群の運営を行うに当た
り、港湾の一元的な運営を円滑に遂行できるよう、適切な指

導を行うこと。

七 港湾運営会社が公共財である港湾の一元的な運営主体とな
ることに鑑み、特に公共性の確保について必要な措置を講じ
ること。

八 港湾運営会社に対する指導に当たっては、港湾管理者と港
湾運営会社との連携が十分に図られるよう努めること。

九 港湾運営会社の設立が港湾の秩序の確立に混乱を生じさせ
ないよう港湾運営会社の指導に努めるとともに、港湾労働者
の良好な労働環境の整備が図られるよう努めること。

三、参議院国土交通委員長報告(平成二三年三月三一日)

○小泉昭男君 ただいま議題となりました二法律案につきまし
て、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上
げます。

(略)

次に、港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一
部を改正する法律案は、国際戦略港湾及び国際拠点港湾の追加
等の見直しを行い、これらの港湾において国土交通大臣が行う
港湾工事の範囲及び費用に係る国の負担割合の設定、コンテナ
埠頭等を一体的に運営する株式会社の指定及び当該埠頭等を構
成する行政財産の貸付けに係る制度の創設等の措置を講じよう

とするものであります。

委員会におきましては、港湾の国際競争力強化のための総合的施策の必要性、港湾の公益性を担保することの必要性、港湾関係者への配慮の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、社会民主党・護憲連合の吉田忠智委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二三年三月三一日)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 東北地方太平洋沖地震の被害が港湾において甚大であることに鑑み、被災した港湾施設の早期復旧を図るとともに、緊急支援物資、復旧復興資機材等の輸送体制を早期に確保し、被災者への支援に万全を期すこと。

二 東北地方太平洋沖地震による被害に関し、特に津波による

被害の発生実態を調査・分析し、今後の防災のための措置に万全を期すこと。

三 今回の大震災に鑑み、港湾運営会社が重要な社会基盤である港湾の運営主体となることを踏まえ、国民の生命と生活の安定に貢献するという観点で災害時の対応に万全を期すこと。

四 港湾の国際競争力の強化が我が国の産業活動及び国民生活を支える重要な課題であることに鑑み、国際戦略港湾に関する施策については、これを国家戦略として効率的かつ集中的に実施すること。

五 港湾が地域経済の活性化や産業再生などの重要な役割を担っていることに鑑み、国際戦略港湾以外の港湾についても、引き続きその機能強化に努めること。

六 港湾の効率的な運営を確立するため、港湾運営会社の設立に当たっては民の視点が十分確保されるよう、適切な指導を行うこと。また、港湾運営会社が埠頭群の運営を行ふに当たり、港湾の一元的な運営を円滑に遂行できるよう、適切な指導を行うこと。

七 港湾運営会社が公共財である港湾の一元的な運営主体となることに鑑み、特に公共性が確保されるよう必要な措置を講ずること。

港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律

二八

八　港湾運営会社に対する指導に当たつては、港湾管理者と港湾運営会社との連携が十分図られるよう努めること。

九　港湾運営会社の設立が港湾の秩序の確立に混乱を生じさせないよう港湾運営会社の指導に努めるとともに、問題が生じた場合には、関係者の意見を十分聴いた上、必要に応じ、適切に対応すること。また、港湾労働者にしわ寄せが及ばないよう配慮し、適正な料金設定、雇用の安定、職域の確保、福利厚生の増進等を図り、良好な労働条件が確保されるよう努めること。

右決議する。